

くにたちパートナーシップ制度 の手引き

国立市

はじめに

国立市は、すべての人を社会の一員として包み支えあうソーシャル・インクルージョンを理念として、互いの人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくりを進めています。

この理念のもと、性別、性的指向、性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたいと思うパートナーと安心して暮らすことのできる環境を整えるため、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を改正することにより、セクシュアル・マイノリティや事実婚の方などを対象とした「くにたちパートナーシップ制度」を令和3年(2021年)4月1日より開始しました。

くにたちパートナーシップ制度とは

「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に基づき、「互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し協力し合うことを約した、継続的かつ対等な2者間の関係(パートナーシップ)」にあることを表明したお二人からの届出を受け、「国立市パートナーシップ届受理証明書」と「国立市パートナーシップ届受理証明カード」(以下、「受理証明書等」といいます。)を交付する制度です。

市民や事業者の皆様には、本制度へのご理解・ご協力をお願いいたします。

届出の要件

次の1～5のいずれにも該当する必要があります。

1. 双方が成年(18歳)に達していること
2. 双方がパートナーシップにある者であること
3. 双方に配偶者がいないこと及び相手方以外の者とパートナーシップにないこと
4. 互いに民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族)でないこと

※パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合等を除く

5. 次のいずれかに該当すること
 - ア. いずれか一方が市内在住であること
 - イ. 原則として同居を目的とし双方が届出日から3か月以内に市内へ転入を予定していること
 - ウ. いずれか一方が市内に在勤、又は在学していること

必要書類

提出いただく書類

1. 国立市パートナーシップ届出書(第1号様式)
2. 確認書
※届出書と確認書は市ホームページから印刷してあらかじめご記入いただくか、届出時に窓口にてご記入ください。
3. 世帯全員の住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)
 - ・各1通(届出するお二人が同一世帯の場合はお二人で1通)
 - ※本籍、個人番号(マイナンバー)、住民票コードの記載は不要です。
4. 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書(3か月以内に発行されたもの)
 - ・各1通
 - ・外国籍の方は本国発行の配偶者がいないことが確認できる書類(婚姻要件具備証明書等)
 - ※日本語訳を添えて提出してください。
5. 届出の要件が市内在勤者又は市内在学者の方は、市内在勤、市内在学が確認できる書類
 - ・市内在勤の場合 (例)社員証、健康保険証の写し等
 - ・市内在学の場合 (例)学生証、受講証の写し等

提示いただく書類

本人確認ができるもの(いずれも有効期限内のもの)

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・パスポート
- ・自動車運転免許証
- ・官公署が発行した免許証等(本人の顔写真が貼付されたもの)

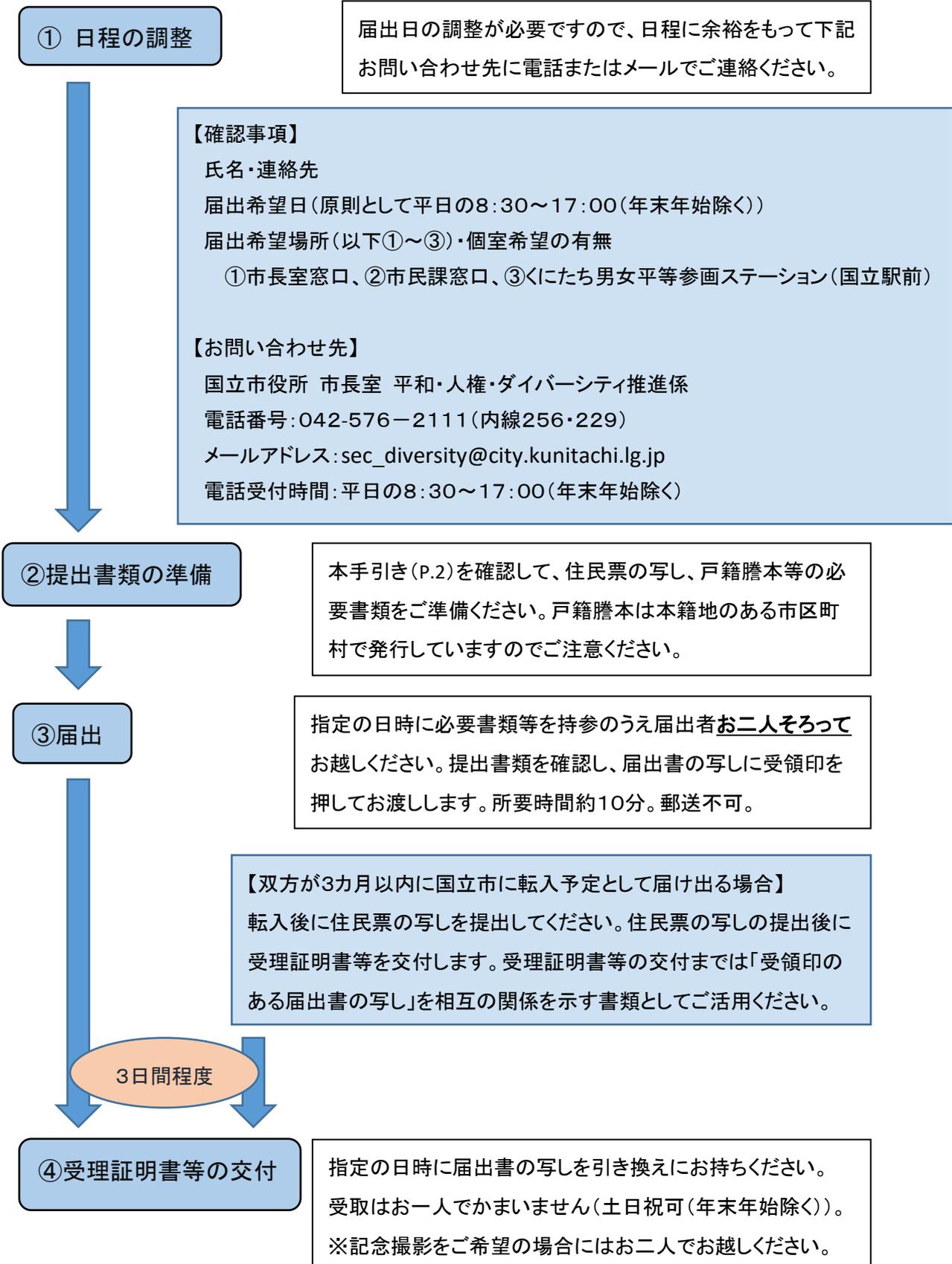
※顔写真付きの証明書等をお持ちでない場合は、健康保険証と年金手帳などの2点提示。

受理証明書等に通称名の記載を希望される方

受理証明書等に、戸籍上の氏名と併せて通称名の記載を希望される方は、社会生活上、その通称名を日常的に使用していることが確認できる書類を提示してください。なお、受理証明書の表面に通称名が記載され、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

(例) 各種郵送物、勤務先又は学校発行の身分証明書、病院の診察券など

届出から交付までの流れ



その他の手続きについて

受理証明書等の変更・再交付について

- ・戸籍上の氏名又は通称名に変更のあったときは、変更の届出をしてください。
- ・受理証明書等を紛失、毀損、汚損したときは、再交付の申請ができます。

受理証明書等の返還について

下記のいずれかに該当する場合は、受理証明書等を返還していただきます。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) パートナーのいずれか一方又は双方が本手引きの届出要件3、4を満たさなくなったとき（届出者同士が婚姻したときを除く）。
- (3) パートナーの双方が市内在住、在勤、在学の要件を満たさなくなったとき。
- (4) パートナーのいずれか一方が死亡したとき。
- (5) パートナーのいずれか一方又は双方がパートナーシップの届出をした時点において届出の要件に該当していなかったことが判明したとき。
- (6) 取消事由に該当するとき。

受理証明の取消しについて

- ・偽りその他不正の手段により受理証明書等の交付を受けたとき、受理証明書等を改ざんし、又は不正に使用したときは、受理証明を取り消します。
- ・受理証明を取り消したときは、その旨を届出者に通知し、受理証明書等の返還を求めるとともに、取り消した受理証明書の交付番号を市ホームページで公表します。

Q&A

制度の利用によってどのような効果がありますか。

法的な権利・義務は生じず、相続権や所得税の扶養控除等には影響を及ぼしません。ただし、条例により、事業者には、本制度を尊重することや、必要な措置を講ずることの努力義務が規定されています。同性パートナーなどをサービスの対象とする事業者の一部では、パートナーシップ証明の提示を要件としている場合があります、このような場面での活用が期待されます。

パートナーシップの届出をすると戸籍や住民票の記載は変わりますか。

パートナーシップの届出をした場合も、戸籍や住民票の記載は変わりません。住民票上の世帯や続柄の変更については、市民課市民係で手続きが必要です。

手続きに費用はかかりますか。

届出や受理証明書等の交付に費用はかかりません。ただし、届出に必要な住民票の写しなどの交付手数料は自己負担です。

土日、祝日や郵送での届出はできますか。

土日、祝日や郵送での届出は原則として受け付けていません。ただし、受理証明書等の交付は、土日、祝日でも、くにたち男女平等参画ステーションにて対応しています。

受理証明書等はすぐに交付されますか。

届出後(転入予定の方は転入後に住民票の写しを提出後)、3日間程度お時間をいただきます。届出時には届出書の写しに受領印を押してお渡しいたしますので、受理証明書等の交付まではこちらを、相互の関係性を説明する際などにご活用ください。

手引き作成歴

令和3年(2021年)3月1日発行

令和4年(2022年)6月1日改定